

2019年10月15日

お客様 各位

長野県労働金庫

令和元年台風19号の影響に伴う緊急対応について

このたびの「台風19号」により被害を受けられた皆さまに対しまして、謹んでお見舞い申し上げます。

今般、当金庫におきまして、このたびの災害によって被災された方々への支援を目的として、下記のとおり、「災害救援ローンの対応」ならびに「ご預金等のお取引に係る対応」を実施いたします。

つきましては、個別でのご相談も承りますので、ご遠慮なくお申し付けください。

記

1. 災害救援ローンの取扱い

(1) ご利用いただける方

- ① 台風19号により被災された方で、長野県労働金庫の取引資格を有する方
- ② 当金庫および保証機関の定める無担保ローンまたは有担保ローンのご利用基準を満たす方

(2) お使いみち

- ① 災害復旧に要する生活資金等
- ② 被災住宅の修理または改修等の復旧工事費・災害による住宅の建替費・代替住宅の購入費等

(3) 取扱期間

2019年10月15日（火）～2020年9月30日（水）まで

(4) 「災害救援ローン」の概要

① 無担保「災害救援ローン」

【適用金利】

固定金利 年1.00%（保証料 年0.25%込み）

【保証機関】

一社）日本労働者信用基金協会

② 有担保「災害救援ローン」

【適用金利】

住宅ローン選択宣言の全商品の最大引下げ後金利から年0.20%引き下げた金利を適用いたします。保証料率につきましては、店頭窓口にお問い合わせください。

2. 預金等のお取引について

通帳、預金証書、カード、マイプランカード、およびお届印を持参できない場合でも、ご本人様であることを確認できる書類(原則として公的書類)をご提示いただければ、預金残高の範囲内で、原則として現金10万円を上限にお支払いいたします。

また、定期性預金の支払については満期日前の支払についてもご相談を承ります。

(1) お支払に必要なもの

お客様のご署名・ご捺印をいただいた預金払戻請求書(当金庫所定)。また、お届印がない場合は、ご捺印の代わりに次の公的書類及び確認書類にてご本人確認させていただきご対応いたします。

・ご本人様であることを確認できる公的書類(運転免許証・パスポート等)。

・【公的書類を持参できない場合】

金庫に登録している生年月日・住所・電話番号で本人確認ができる場合は、ご本人名義カード等(ろうきんキャッシュカード、他行キャッシュカード、クレジットカード、病院の診察券、名刺等)の確認書類でお支払いいたします。

(2) お支払上限額

預金残高の範囲内で、原則として、現金10万円までとさせていただきます。

3. ご相談窓口について

この度の災害によって被災された皆さまにつきまして、「フリーダイヤル※」および「各営業店」にてご相談いただけます。なお、事前にご連絡をいただければ、ご相談時間等は柔軟に対応させていただきます。

(1) 預金通帳、証書、キャッシュカード、お届け印を紛失等のご相談

(2) 定期預金のお支払に関するご相談

(3) ご融資(借入、ご返済等)に関するご相談

※フリーダイヤル『TEL 0120-606-150 (平日9:00~17:00)』

■上記内容およびその他のお取引等につきましてご不明な点は、最寄りの各営業店までお問い合わせください。

以 上